

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び新制度の施行に向けた準備状況について

1 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に規定する改正規定（違法駐車対策の推進を図るための規定）の施行期日を平成18年6月1日（木）とするもの（新制度等の主な内容については、別紙1参照）。

2 新制度の施行に向けた準備状況（平成17年11月30日現在）

(1) 確認事務の委託方針

- 平成18年度、全国約270警察署での委託を検討中。

(例)

- ・ 警視庁：都心12特別区・43警察署
- ・ 大阪府警察：大阪市内全域・27警察署
- ・ 愛知県警察：名古屋市内全域・16警察署
- ・ その他の道府県においても、県庁所在地及び当該所在地と同規模の都市部を管轄する警察署での委託を検討中。

(2) 確認事務の委託に係る準備行為の進捗状況

- 45都道府県で駐車監視員資格者証を交付（資格者証交付者数：合計9,323名。うち修了考査合格者9,076名、認定考査合格者247名）。
- 34都道府県で委託を受けようとする法人の登録を実施（合計994法人）
- 18都府県で入札公告済み。うち5都府県（東京、京都、大阪、兵庫、広島）で入札済み。
- 今後、各都道府県警察において別紙2「確認事務の委託手続」のとおり順次実施予定。

(3) その他

- 新制度の運用に不可欠な「放置駐車違反管理システム」等については、警察庁及び都道府県警察において、平成18年3月末までに開発及び機器整備を終了させ、同年4月から5月にかけて全国的な運用試験を実施予定。
- 車検拒否制度の運用に関し、自動車使用者や自動車整備事業者からの照会への対応、納付書等の関係書類の発行・交付、問合せ窓口の設置等について都道府県警察に通達を发出。現在、都道府県警察において準備作業中。
- 新制度に係る広報啓発のためのポスター及びチラシを作成、配布予定。また、今後、政府広報等を通じ、新制度の施行までに重点的な広報を実施予定。